

国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事特記仕様書

1. 委託名称 国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事委託

2. 施設概要

(1) 現況の敷地概要

・敷地所在	泉佐野市本町4 7 3 3 - 2
・敷地面積	1 7 6 . 6 2 m ²
・敷地状況	公衆浴場
・用途地域	商業地域
・容積率/建蔽率	2 0 0 / 6 0
・防火地域	第一種住居地域
・高度地区	なし
・日影規制	なし
・その他	法22条区域、国登録文化財 (上水道) 公営上水道 (下水道) 合流式下水道 (ガス) 大阪ガス (電気) 泉佐野電力
・建物規模	地上2階
・延床面積	1 8 3 . 2 5 m ²
・建物高さ	7 . 8 8 2 m
・建築面積	1 3 8 . 5 5 m ²
・構造形式	木造2階建一部平屋建 瓦葺

(2) 大將軍湯等の再築計画概要(現時点での想定)

・建物規模	地上2階
・敷地面積	2 8 0 . 4 9 m ²
・延床面積	2 0 9 . 4 3 m ²
・建物高さ	7 . 8 8 2 m
・建築面積	1 6 4 . 5 8 m ²
・構造形式	木造2階建一部平屋建 瓦葺
・再築年代	昭和49年以前の大將軍湯
・用途	公衆浴場(併設喫茶)

3. 対象工事概要

①保存改修工事 W造/一部2階平屋建て/1 3 9 m² ※耐震安全性の分類(耐震安全性なし)

(1) 解体工事 (2) 基礎工事 (3) 木工事 (4) 屋根工事 (5) 左官工事
(6) 石工事 (7) 給排水整備工事 (8) 電気設備工事 (9) 防災工事
(10) 塗装工事 (11) 板金工事

②外構工事 囲障移設、雨水排水、舗装等

③仮設工事 近隣及び工事動線等を考慮した仮設計画

④浴室整備等工事 上記①の工事に伴う浴室整備等の工事

(1) 機械設備工事 (2) 浴場電気設備工事 (3) サウナ設備工事

⑤事業原課の要望による工事

そのうち令和8年度に行う事業は

①保存改修工事のうち (1) 解体工事 (4) 屋根工事 (6) 石工事

③仮設工事

4. 業務範囲

①対象工事名

- (1) 大將軍湯解体復原工事及び関連工事
- (2) 上記、工事に伴う変更・追加付帯工事等

②業務期間

契約日から 令和10年10月末（予定）

ただし、契約は単年度で国庫補助金交付決定後に契約する。

また、工事期間が延長した場合は、業務期間も併せて延長を行うものとする。

この場合、委託金額の変更は行わないものとする。

5. 資格要件等

①大工棟梁

工事を担当する大工棟梁は、1級建築施工管理技士又は一級建築士（免許取得後2年以上の工事監理の経験を有する者）で、泉佐野市（以下「市」という。）が適当と認めた者とする。

②現場監督員

- a. 現場監督員は、一級建築士（免許取得後2年以上の工事監理の経験を有する者）又は、二級建築士（免許取得後7年以上の工事監理の経験を有する者）で、市が適当と認めた者とし、週1回以上（定例打合せ、現場巡回等）の管理及び検査立会い等の監理とする。
- b. 電気設備工事の現場監督員は、建築整備士、第一・二・三種電気主任技術者及び、第一・二種電気工事士、またはこれらと同等で、市が適当と認めた者とし、週1回以上（定例打合せ、現場巡回等）の監理及び検査立会い等の監理とする。
- c. 機械設備工事の現場監督員は、建築設備士、一・二級管工事施工管理士、またはこれらと同等で、市が適当と認めた者とし、週1回以上（定例打合せ、現場巡回等）の監理及び検査立会い等の監理とする。
- d. 浴場・サウナ設備工事の現場監督員は、建築設備士、一・二級管工事施工管理士、またはこれらと同等で、市が適当と認めた者とし、週1回以上（定例打合せ、現場巡回等）の監理及び検査立会い等の監理とする。

6. 主要仕様

主要仕様は以下の通りとする

(1) 解体工事

撤去工事

撤去時は、『登録有形文化財大將軍湯保存活用計画書』、実施設計（I）を熟読し、既存部材の調査を実施すること。

煙突撤去

シート養生

(2) 基礎工事

(3) 木工事

大工手間

大工手元

調査手間
材料費
機械器具損料
養生費
釘金物雑材費
雑材運搬費

(4) 屋根工事

脱衣場
 瓦解体選別
 瓦葺き 瓦代
浴室
 瓦解体選別
 瓦葺き 瓦代
腰屋根
 瓦解体選別
 瓦葺き 瓦代
釜場
 瓦解体選別
 瓦葺き 瓦代
表庇
 瓦解体選別
 瓦葺き 瓦代
唐破風
 瓦葺き 瓦代
表塀
 瓦解体選別
 瓦葺き 瓦代

(5) 左官工事

(6) 石工事

(7) 給排水設備工事

給排水設備工事
排水設備工事
衛生器具設備工事

(8) 電気工事

引込幹線設備工事
電灯コンセント設備工事
弱電設備工事
換気扇設備工事
照明器具設備工事

(9) 防災工事

(10) 塗装工事

(11) 鋳金工事

屋根葺き

7. 提出書類

①文化財課へ契約後すみやかに提出する書類

工事着工届、工程表、現場代理人届、主任（監理）技術者届、技術者の資格を証明する資格者証の写し、技術者の雇用を確認できる書面の写し、建退共掛金収納届、労災保険成立証明、契約保証金または履行保証証書等、誓約書及び役員等に関する調書、口座振替依頼書、納税証明書、工事カルテ（CORINS）、第三者賠償責任保険、建設工事保険、火災保険、組立工事保険等の保険証書の写し

※前払金請求を行う場合、前払請求書、前払保証証書

総合施工計画書、実施工程表、石綿含有建材の事前調査報告書

②文化財課へ工事進捗に伴い提出する書類

下請業者一覧表、使用材料一覧表、施工計画書（工種別）、2週間工程表、月間工程表、工事打合せ記録簿、定例会議録、工事進捗報告書、工事総合進捗状況表、工種別工事進捗状況報告書、工事月報、工事実施図、工事記録写真、施工体制台帳、再下請負通知書、施工体系図、作業員名簿、材料搬入報告書、質疑回答書、各種検査・試験結果報告書、施工図、休暇警備計画書、残土処分届、残土処分完了届、残塊処分届、残塊処分完了届

③文化財課へ工事完了後に提出する書類

出荷証明書または納品伝票、設計及び実施納入数量対比書、残土処分数量対比書、残塊処分数量対比書、取扱説明書、保証書類、機器完成図、試験成績書、工事写真、竣工写真、竣工図、竣工図面データ（CD-R）、鍵、備品及び予備品引渡目録書、工事完成届、請求書、引渡書、完成図書、建退共済証紙受払簿

④その他、担当監督職員の要求する書類

4. その他

- (1) 本仕様書、図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の最新版によるものとする。
- (2) 工事着手前に、担当監督職員と打合せを行い、総合施工計画書を提出の上、工事にかかること。また、工事着手前に「工事のお知らせ」のビラを作成し、近隣住民に配布すること。
- (3) 本工事は、電気設備工事・機械設備工事・浴場設備設置工事が別途工事となるため、建築工事業者が主体となり、各工事との取合い、納まり、工程等を考慮の上、工事の調整を行うこと。また、工事中は互いに協力して施工すること。
- (4) 定例会議は、原則として全業者にて週1回行うものとするが、事前に業者間の調整を終えておくこと。また、工事進捗状況報告書は、前月分を翌月5日以内に提出すること。
- (5) 本工事施工前に入念な現場調査を行い、各工事の工程、製品の納期等を十分に考慮した上で、施工を行うこと。また、施工するにあたり、支障となる構造物、工作物、設備等は、事前に担当監督職員に報告し、移設・養生を行い、作業終了後は復旧すること。
- (6) 建設発生土の処分先については、大阪府都市整備推進センター（阪南2区）への指定処分とする。